

改正後	現 行
埼玉県建築基準法施行細則 第一条・第一条の二 (略) (建築物の定期報告) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 平成二十年国土交通省告示第二百八十二号第二の規定により、法第十二条第一項に規定する調査の項目、方法及び結果の判定基準に、平成二十八年国土交通省告示第七百二十三号別表第一(一)から(五)までの防火扉(各階の主要な常閉防火扉に限る。)に係る検査項目及び検査事項、検査方法並びに判定基準を付加する。 <u>5</u> (略) (特定建築設備等の定期報告) 第三条 法第十二条第三項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 令第十六条第一項に規定する建築物及び前条第一項の建築物に設ける換気設備(法第二十八条第二項ただし書の換気設備(自然換気設備を除く。))及び同条第三項の換気設備(共同住宅の住戸に設けられたものを除く。))に限る。)、排煙設備(法第三十五条の排煙設備のうち、<u>可動防煙壁又は排煙機</u>を有するものに限る。)、非常用の照明装置(法第三十五条の非常用の照明装置に限る。))並びに給水設備及び排水設備(共同住宅の住戸に設けられたものを除く。)) 三 (略) 2～5 (略) 第四条～第二十条 (略) 別表 (略) 様式第1号～様式第21号 (略)	埼玉県建築基準法施行細則 第一条・第一条の二 (略) (建築物の定期報告) 第二条 (略) 2・3 (略) (新設) <u>4</u> (略) (特定建築設備等の定期報告) 第三条 法第十二条第三項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。 一 (略) 二 令第十六条第一項に規定する建築物及び前条第一項の建築物に設ける換気設備(法第二十八条第二項ただし書の換気設備(自然換気設備を除く。))及び同条第三項の換気設備(共同住宅の住戸に設けられたものを除く。))に限る。)、排煙設備(法第三十五条の排煙設備のうち、<u>排煙機</u>を有するものに限る。)、非常用の照明装置(法第三十五条の非常用の照明装置に限る。))並びに給水設備及び排水設備(共同住宅の住戸に設けられたものを除く。)) 三 (略) 2～5 (略) 第四条～第二十条 (略) 別表 (略) 様式第1号～様式第21号 (略)